

第2次

草津市

水道ビジョン

〔経営計画（経営戦略）〕



ふるさと草津
未来へつなぐ
信頼の水

令和4年3月

草津市上下水道部

はじめに

本市の水道事業は、昭和 39 年 4 月に一部給水を開始して以来、人口の増加や下水道の普及等により伸び続ける水需要に応えるために、4 次につながる拡張事業を経て、現在では、ほぼ全ての市民の皆様が水道を利用できるまでに普及しております。

また、平成 23 年 3 月に、長期的な視点から計画的に実行する指針となる「草津市水道ビジョン」および当該ビジョンを上位計画とし、適正な料金水準を検討したうえで健全経営を維持していくことを目標とした「草津市水道事業経営計画」を策定し、各事業の進捗状況の検証と評価を行い、さらに今後の水道事業の課題と新たな社会情勢の変化等を踏まえて、目標や施策などを計画期間の中間年度に見直しを行いながら、安定した事業運営の取組を進めてまいりました。

この度、現行の水道ビジョンおよび経営計画が目標年度を迎えたことから、将来にわたり安全でおいしい水をつくり届け、安定した経営を持続させることで、市民の皆様から信頼を得ながら、水道事業を未来へつなぎ、「ふるさと草津」の発展に寄与していきたいという想いを『ふるさと草津 未来につなぐ 信頼の水』という将来像に込め、「第 2 次草津市水道ビジョン〔経営戦略(経営計画)〕」を策定しました。

今後は、本ビジョンに沿って、上水道施設の計画的な更新や災害対策、適切な維持管理を行うとともに、経営基盤の強化など、将来にわたり安定的で持続可能な水道事業の運営を図り、市民の皆様へのサービス向上に努めてまいります。

結びになりましたが、本ビジョンの策定にあたり、御指導や御提言をいただきました草津市上下水道事業運営委員会委員の皆様をはじめ、御意見等いただきました市民の皆様には心から厚くお礼を申し上げます。

令和 4 年 3 月



草津市長 橋川 渉

目 次

	ページ
第1章 策定の背景と位置付け	1
1-1 背景.....	1
1-2 水道ビジョンおよび経営計画の位置付けと計画期間.....	2
(1) 水道ビジョンの位置付け.....	2
(2) 経営計画の位置付け.....	3
(3) 計画期間.....	3
1-3 事業の沿革.....	4
(1) これまでのあゆみ.....	4
(2) 現在の水道施設.....	5
第2章 現状分析と評価	9
2-1 給水人口と水需要	9
(1) 水道の普及状況と給水人口	9
(2) 水需要の状況.....	9
2-2 水源・水質.....	10
(1) 水源水質の状況	10
(2) 水質管理の状況	10
2-3 水道施設.....	13
(1) 水道施設の状況	13
2-4 災害対策・危機管理.....	16
(1) 災害対策.....	16
2-5 経営状況.....	20
(1) 水道事業経営状況（平成28年度～令和2年度）	20
(2) 主な財政指標の状況.....	23
2-6 お客さまサービス	26
(1) お客さまサービス.....	26
2-7 組織体制と技術力の確保.....	27
(1) 組織体制.....	27
(2) 技術力の確保.....	29
2-8 環境対策.....	32
(1) 資源の有効利用状況.....	32
(2) 環境負荷の低減状況.....	32
2-9 前ビジョンの評価	33
(1) 安全.....	33
(2) 強靱.....	34
(3) 持続.....	35

目 次

	ページ
第3章 将来見通しの検討	37
3-1 人口・水需要予測	37
(1) 給水人口の予測	38
(2) 給水量の予測.....	39
3-2 更新需要.....	41
(1) 更新需要の見通し.....	41
(2) 施設の整備	41
(3) 管路の更新	41
3-3 課題のまとめ	42
第4章 将来像と目標の設定.....	43
4-1 将来像	43
4-2 目標の体系.....	44
(1) 将来像と基本理念の関係.....	44
(2) 水道ビジョンの基本理念.....	44
(3) 施策の体系	45
第5章 主要な施策	46
5-1 安全：暮らしを支える安全・安心な水を届けます	46
(1) 水質管理の強化	48
(2) 水の安全・安定供給	49
5-2 強靱：災害に強い水道を築きます.....	50
(1) 水道施設の計画的な更新	52
(2) 水道施設の災害対策の実施	53
(3) 危機管理対応力の強化	54
5-3 持続：つなぐ未来へ安定した事業を続けます	56
(1) 技術力の強化.....	58
(2) 財政基盤の強化	59
(3) 顧客ニーズの把握とサービス向上.....	62
(4) 環境に配慮した事業の推進	63
第6章 経営計画（経営戦略）	64
6-1 公営企業会計経理	64
6-2 経営計画策定の目的.....	64
6-3 計画の期間.....	64
6-4 投資・財政計画策定に当たっての基本的な考え方	65
(1) 投資計画の基本方針	65
(2) 投資計画.....	65

目 次

	ページ
(3) 財政計画の基本方針	65
(4) 設定条件	66
(5) 投資・財政計画	67
(6) 水道料金	71
(7) 財政指標	72
6-5 経営効率化への取組	73
第7章 推進体制とフォローアップ	74
7-1 推進体制とフォローアップ	74
(1) 推進体制	74
(2) フォローアップ	74
附属資料（資料1 用語集）	75
附属資料（資料2 水道事業ガイドライン業務指標の定義）	80
附属資料（資料3 草津市上下水道事業運営委員会開催日程）	81

第1章 策定の背景と位置付け

1-1 背景

昭和39年に一部給水開始した本市水道事業は、人口急増を背景に4次にわたる拡張事業を経てほぼ市内全域(普及率99.8%)への給水を実現しています。給水開始から55年余りが経過し、施設や管路の本格的な更新時期を迎えています。また、今後想定される巨大地震をはじめとする自然災害に備え、災害対策を講じることが求められています。

今後、施設の老朽化等に伴い更新費用が増加する中で、人口減少社会の到来が現実味を帯びるなど、これまで経験したことのない事業環境の変化が訪れようとしています。

本市では、平成23年3月に、将来にわたり、安全な水道水を安定的に供給していくために、将来へ向けた長期的な経営戦略として「草津市水道ビジョン」を策定しました。

また、平成28年3月には、ビジョンのフォローアップとして、計画期間(平成23年度～令和3年度)の中間で各事業の進捗状況の検証と評価を行い、さらに、社会情勢の変化等を踏まえ、目標や施策などを見直した「草津市水道ビジョン」に沿って、各施策を推進し、今日に至っています。

今後の水道事業の課題と新たな社会情勢の変化や水道事業を取り巻く環境の変化に対応するため、「第2次草津市水道ビジョン」(以下「水道ビジョン」という。)を策定するものです。

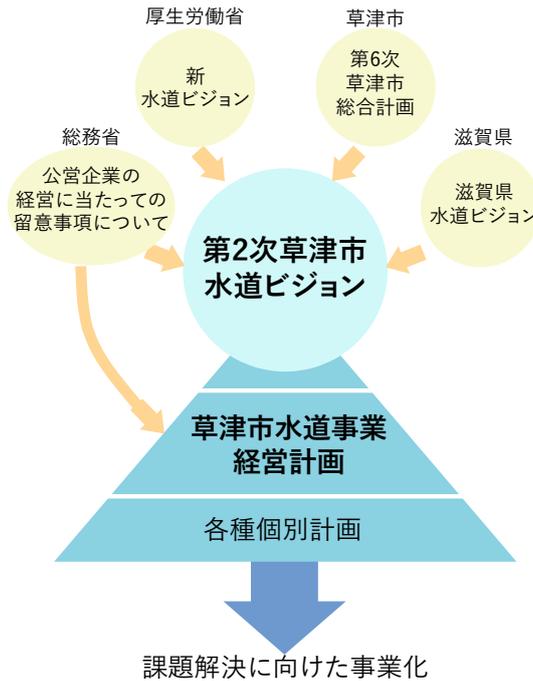
なお、本書は、水道ビジョンおよび草津市水道事業経営計画(以下「経営計画」という。)により構成しています。

1-2 水道ビジョンおよび経営計画の位置付けと計画期間

(1) 水道ビジョンの位置付け

水道ビジョンは、厚生労働省の「新水道ビジョン」、総務省の「公営企業の経営に当たっての留意事項について」、滋賀県の「滋賀県水道ビジョン」、そして、本市の「第6次草津市総合計画」（以下「総合計画」という。）における方針や計画と整合を図ります。

水道ビジョンは、経営計画の上位に位置するものであり、策定後は、各種個別計画の立案を経て、事業化へと進めます。



図表 1-1 水道ビジョンの位置付け

また、総合計画では、SDGs という世界共通のものさしを用い、多様なステークホルダーとの連携の強化や目標の共有を図りながら、取組をより一層進めることで、SDGs の目的である持続可能なまちの実現を目指しており、水道ビジョンも事業の取組を通じて持続可能なまちの実現を目指します。

なお、SDGs とは、先進国を含む国際社会全体の 17 の目標と 169 のターゲットで構成される「誰一人取り残さない」を理念とした共通目標であり、水道ビジョンに関連する目標は以下の 4 つです。

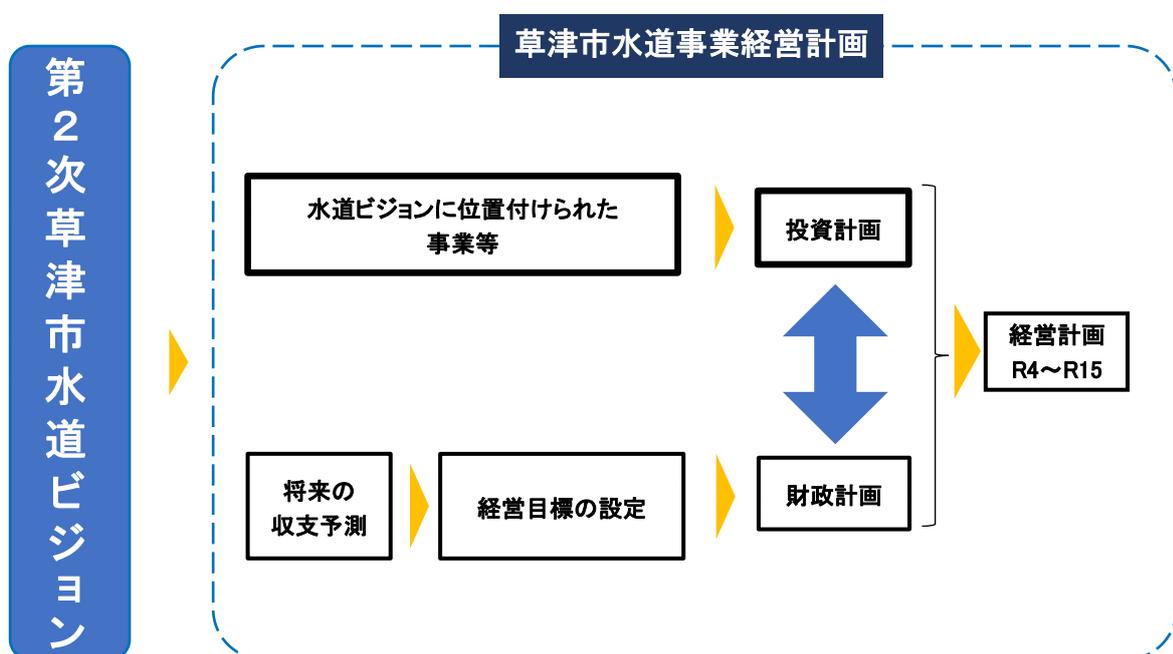


図表 1-2 SDGs

(2) 経営計画の位置付け

経営計画とは、中長期的な経営の基本計画のことで、「投資・財政計画（収支計画）」が主な内容となります。投資・財政計画とは、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画と、財源の見通しを試算した計画を構成要素とし、投資以外の経費を含めた上で、収支が均衡するように調整した収支計画をいいます。

これまで、本市水道事業の給水人口は増加していますが、節水型機器の普及や節水意識の浸透などにより、水需要はほぼ横ばいで推移しています。将来の人口は減少すると見込んでおり、料金収入の減少が予想されることから中長期的な視点を踏まえた経営計画を策定する必要性が生じています。



図表 1-3 経営計画の位置付け

※経営計画は、総務省が策定を要請している経営戦略に位置付けられているものです。

(3) 計画期間

水道ビジョンおよび経営計画は、総合計画や滋賀県水道ビジョンとの整合を図るため、12年間（令和4年度から令和15年度）とします。

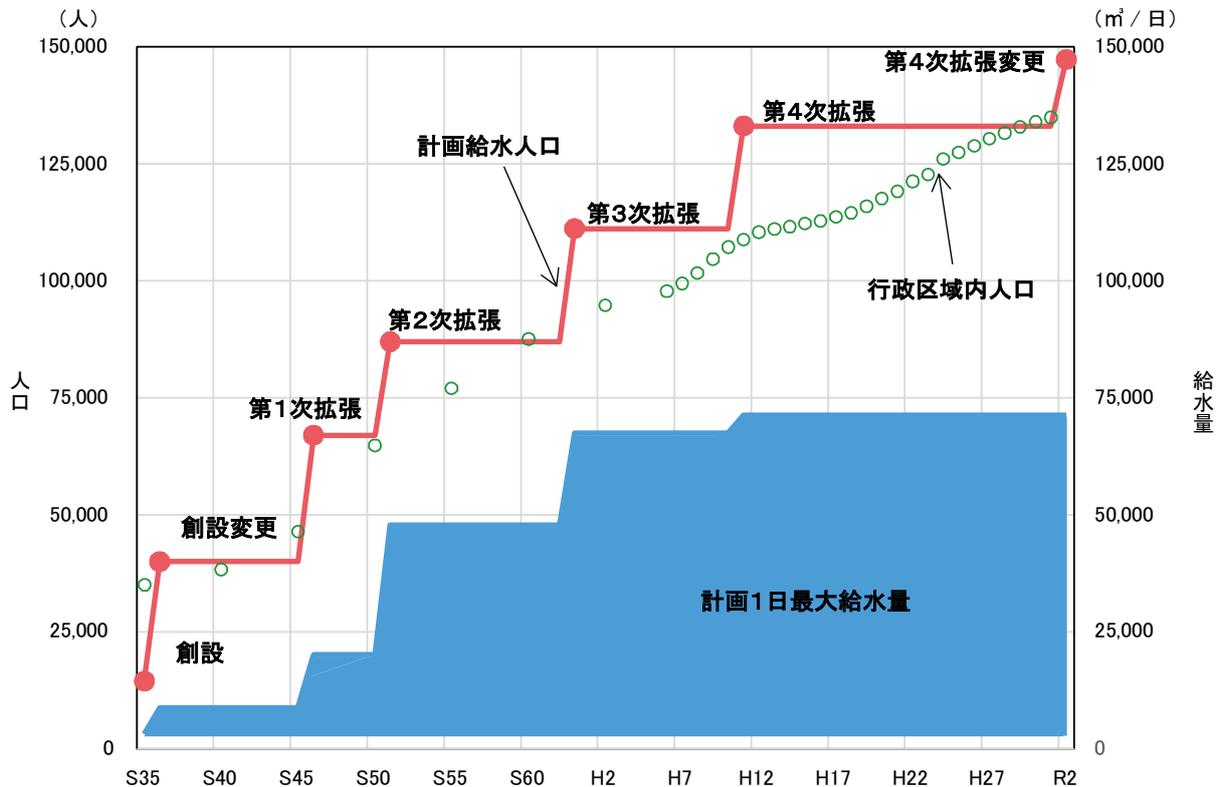
1-3 事業の沿革

(1) これまでのあゆみ

本市の水道事業は、昭和 35 年 12 月に厚生省（現「厚生労働省」）より創設事業の認可を取得し、昭和 37 年 11 月より琵琶湖を水源とする北山田浄水場の新設事業に着手しました。

昭和 39 年 4 月には一部給水、昭和 41 年 7 月に市内へ給水を開始し、同年 12 月に創設事業は完成しました。しかし、人口と水需要は増加を続けたため、昭和 45 年 2 月に第 1 次拡張事業認可を取得し、山手に第 2 の浄水場としてロクハ浄水場の建設を行うこととしました。その後も更なる需要の増加に対応するため、昭和 50 年 2 月には第 2 次拡張事業の認可を取得し、昭和 57 年 3 月にロクハ浄水場新館が完成しました。

大規模な工場の立地や京阪神経済圏の通勤範囲に位置することなどにより、本市の人口は、その後も増加を続け、昭和 62 年 3 月には第 3 次拡張事業の認可を取得し、北山田浄水場の拡張工事を行いました。その後、水需要増に対する新たな水源確保および水源系統複数化による安定性向上を図るため、滋賀県企業庁湖南水道水供給事業（以下「県水」という。）からの受水を行うこととして、平成 13 年 11 月に第 4 次拡張事業の認可を受け、給水人口の増加に伴い令和 2 年度に第 4 次変更を行い、今日に至っています。



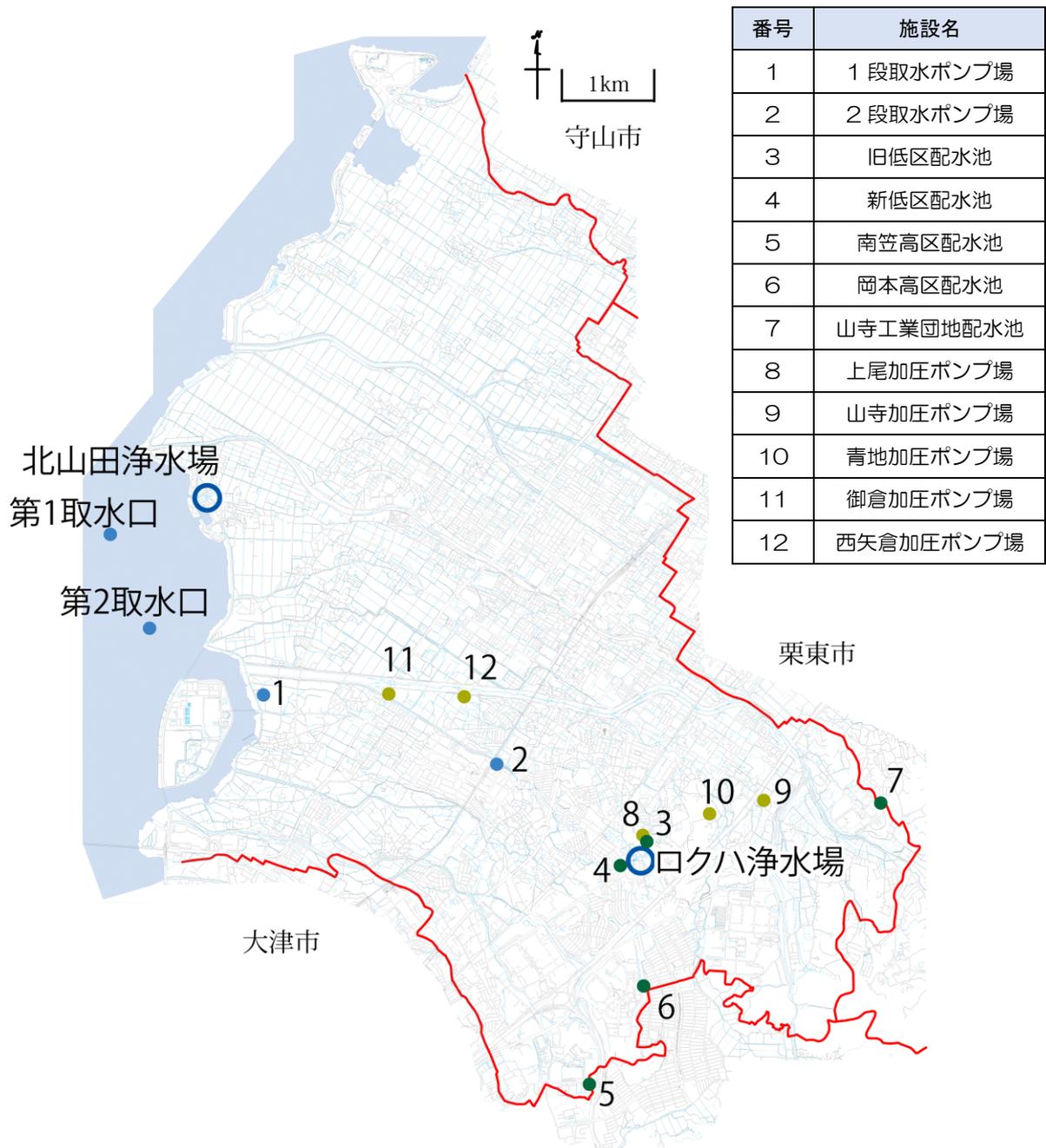
注) 行政区域内人口は、草津市統計書を基にした住民登録人口（平成 2 年以降は総人口）

図表 1-4 水道事業の沿革(昭和 35 年～令和 2 年)

(2) 現在の水道施設

北山田浄水場とロクハ浄水場は、ともに琵琶湖を水源とし市内全域に水道水を供給しています。北部は、主に北山田系の水を加圧配水し、南部は、主にロクハ系の水を各配水池（旧低区、新低区、南笠高区、岡本高区および山寺工業団地配水池）を經由して、自然流下などで配水しています。

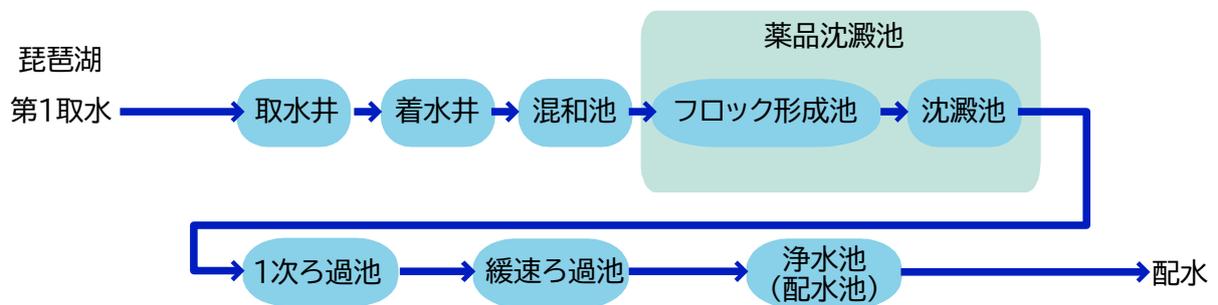
県水の供給は、南笠高区配水池を受水点としています。



図表 1-5 本市の水道施設

●北山田浄水場

創設事業では、緩速ろ過方式と薬品沈澱処理を組み合わせた施設として建設し、その後、第3次拡張事業の第1期工事で、緩速ろ過池の前段に1次ろ過池を追加した施設としました。

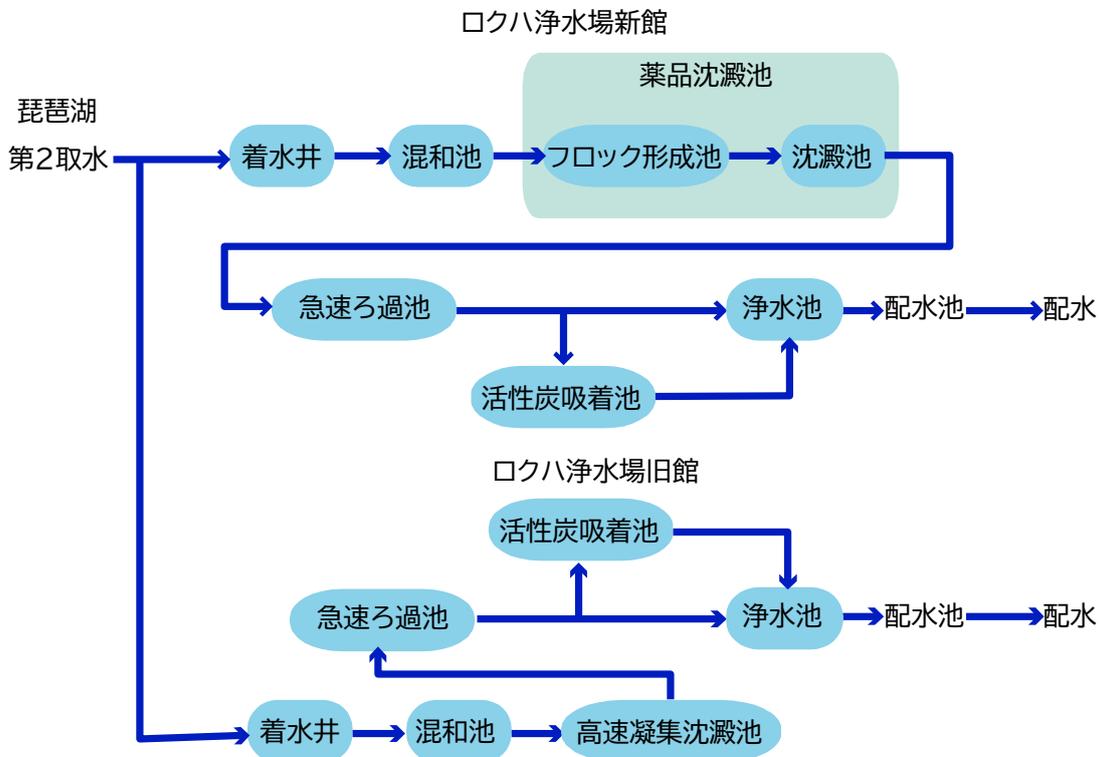


図表 1-6 北山田浄水場の浄水フロー

●ロクハ浄水場

昭和 45 年 2 月の第 1 次拡張事業で建設した旧館と昭和 50 年 2 月の第 2 次拡張事業で建設した新館の 2 施設があります。

両施設ともに「凝集沈澱処理+急速ろ過方式」であり、平成 4 年 5 月には、高度浄水処理施設（粒状活性炭吸着池）を組み合わせた施設としました。



図表 1-7 ロクハ浄水場の浄水フロー

●その他の施設

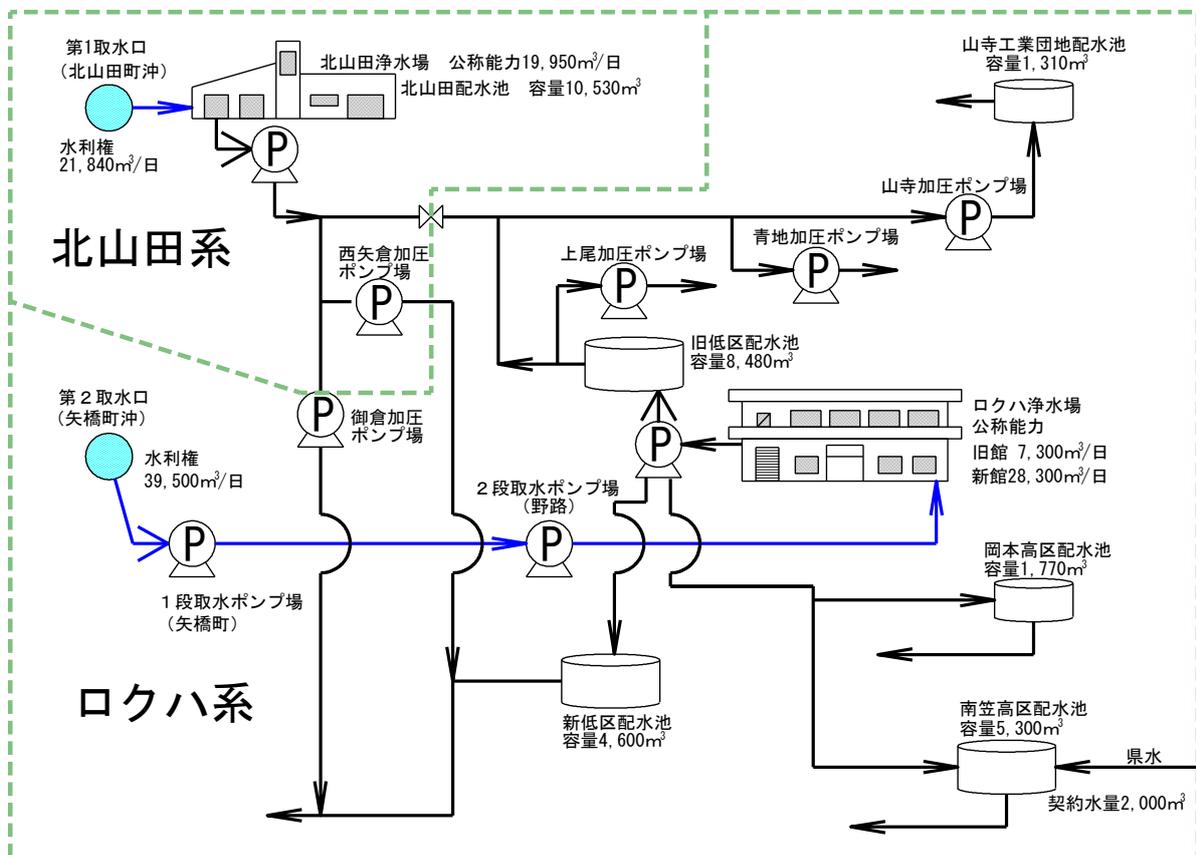
取水施設には、北山田浄水場の水源である第1取水口（北山田町沖）とロクハ浄水場の水源である第2取水口（矢橋町沖）があります。いずれも農業用水との共有となっており、第2取水口からロクハ浄水場までの間には2箇所の取水ポンプ場があります。

北山田浄水場は、配水池を併設し、ポンプで加圧し配水しています。

ロクハ浄水場は、旧低区、新低区、南笠高区、岡本高区および山寺工業団地の各配水池へポンプで加圧送水し、それぞれの配水池から自然流下で配水しています。

なお、南笠高区、山寺工業団地配水池は、送配水兼用で運用しています。

県水は、南笠高区配水池で受水し、ロクハ浄水場からの水と合わせて配水しています。



図表 1-8 水道施設の系統